



島根県報

平成20年12月12日（金）

第2,043号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	3
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	（農 業 経 営 課）	3
島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱の一部改正	（ " ）	3
島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金交付要綱の一部改正	（ " ）	4
島根県農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子補給金交付要綱の一部改正	（ " ）	4
企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱の一部改正	（ " ）	4
担い手法人育成対策利子補給金交付要綱の一部改正	（ " ）	5
土地改良事業施行の認可	（農 村 整 備 課）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	5
廃川敷地等の発生	（河 川 課）	8
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建 築 住 宅 課）	9
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 課）	10

【公 告】

平成21年島根県歯科技工士試験の実施	（医 療 対 策 課）	10
平成20年度クリーニング師試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	11
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧（2件）	（中 小 企 業 課）	12

【教委告示】

島根県指定民俗文化財の指定の解除（8件）	（文 化 財 課）	13
----------------------	-----------	----

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		16
---	--	----

告 示

島根県告示第954号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 放泉会	大田市三瓶町池田2661 番地3	介護予防通所介 護	デイサービスセン ターゆうイング	大田市長久町土江 55番地2	平成20年11月11日
社会福祉法人 放泉会	大田市三瓶町池田2661 番地3	介護予防訪問介 護	ホームヘルパース テーションゆうイ ング	大田市長久町土江 55番地2	平成20年11月11日

島根県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
安来市	安来市安来町878番地2	居宅介護支援事業	安来市立病院	安来市広瀬町広 瀬1931番地	平成20年9月30日
安来市	安来市安来町878番地2	訪問リハビリテーション	安来市立病院	安来市広瀬町広 瀬1931番地	平成20年9月30日
安来市	安来市安来町878番地2	介護予防訪問リハビリテ ーション	安来市立病院	安来市広瀬町広 瀬1931番地	平成20年9月30日

島根県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変 更 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称		所在地	
			変更前	変更後		
有限会社 小林薬局	仁多郡奥出雲 町横田946-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理	有限会社 小林薬 局	小林薬局本店	仁多郡奥出 雲町横田946	平成20年 10月1日

		指導			-2	
医療法人社 団 水澄み 会	浜田市三隅町 河内451-1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護	認知症対応型デイ サービスセンター はまぼうふう	デイサービスセ ンター なごみ	浜田市久代 町1-7	平成20年 10月1日
医療法人社 団 やすぎ クリニック	浜田市下府町 69番地1	居宅療養管理指導 訪問看護 介護予防居宅療養管理 指導 介護予防訪問看護 短期入所療養介護 介護療養型医療施設	医療法人社団 八 杉胃腸科医院	医療法人社団 やすぎクリニッ ク	浜田市下府 町69番地1	平成20年 7月9日

島根県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変 更 年 月 日
名 称	主たる事務 所の所在地		名 称	所在地		
				変更前	変更後	
特定非営利活動法人 穂なみネット21	出雲市里方 町116番地	居宅介護支援事業	穂なみ介護支 援事業所	出雲市里方町 116	出雲市大社町 入南80-1	平成20年11 月1日

島根県告示第958号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条の2第2項」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第11号」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月12日から施行する。

島根県告示第959号

島根県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1040号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号。以下「法」という。）別表第2の第1号(1)」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第5第1号1」に改める。

第3条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第14条第1項」に改める。

別記様式中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月12日から施行する。

島根県告示第960号

島根県経営体育成総合融資制度資金利子補給金交付要綱（平成6年島根県告示第1041号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号。以下「法」という。）別表第2の第1号の2」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第5第1号2」に改める。

第3条の表1の項中「別表第2の第1号の2」を「別表第5第1号2」に改め、同表2の項中「別表第2の第2号」を「別表第5第2号」に改める。

第5条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第9条中「第19条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月12日から施行する。

島根県告示第961号

島根県農家負担軽減支援特別対策自作農維持資金利子補給金交付要綱（平成7年島根県告示第811号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第6条中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第19条第1項」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第14条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月12日から施行する。

島根県告示第962号

企業的農業法人育成推進利子補給金交付要綱（平成14年島根県告示第384号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条の表2の項中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号。以下「公庫法」という。）別表第2第1号(1)」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号1」に改める。

第5条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第9条中「第19条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月12日から施行する。

島根県告示第963号

担い手法人育成対策利子補給金交付要綱（平成18年島根県告示第392号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条の表2の項中「農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号。以下「公庫法」という。）別表第2第1号(1)」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）別表第5第1号1」に改め、同表3の項中「別表第2第1号(2)」を「別表第5第1号2」に改める。

第4条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

第8条中「第19条第1項」を「第14条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成20年12月12日から施行する。

島根県告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の者に係る三条資格者施行土地改良事業の施行を認可した。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	認可年月日
仁多郡奥出雲町三成444番地18 横田地区農用地改良事業共同施行組合 代表 株式会社 佐藤工務所 代表取締役 佐藤慎一	横田地区農用地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）	平成20年12月3日

島根県告示第965号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ菅田店 松江市学園二丁目228番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン(株)	代表取締役社長 岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(有)新宮生花店	代表取締役社長 新宮 政教	島根県松江市寺町214番地11
(株)彩雲堂	会長 山口 研二	島根県松江市天神町124番地
(株)山陰フジカラー	代表取締役社長 川端 成幸	島根県松江市東津田町1886番地4

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール(株)	代表取締役 村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(有)新宮生花店	代表取締役社長 新宮 政教	島根県松江市寺町214番地11
(株)彩雲堂	会長 山口 研二	島根県松江市天神町124番地

(4) 変更の年月日

平成20年8月21日

2 届出年月日

平成20年11月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工課(松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第966号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ出雲ショッピングシティ 出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン株式会社	代表取締役 岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社リオチェーン	代表取締役 横山 卓幸	愛知県名古屋市中区平和1-1-20リオ第3ビル
株式会社ブックバーン	代表取締役 柿内 宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町1
有限会社ラポム	代表取締役 郷木 秀子	島根県出雲市渡橋町918
足立 真一		島根県出雲市今市町764-1
有限会社ケイ・カンパニー	代表取締役 川島 郁徳	島根県出雲市今市町606
有限会社ホソギ	代表取締役 細木 正博	島根県出雲市里方町734-1
有限会社すぎもと	代表取締役 杉本 博	島根県松江市寺町198
有限会社トム	代表取締役 斧谷 達道	鳥取県米子市東町141
株式会社タツミヤ	代表取締役 西淵 恵美子	東京都八王子市暁町1-32-13
有限会社松江エフワン	代表取締役 猪原 克明	島根県松江市学園1-16-37
園藤 章宏		島根県出雲市小山町431-9
有限会社布野	代表取締役 布野 昇	島根県出雲市今市町616
東京靴株式会社	代表取締役 渡部 正行	島根県出雲市今市町666-4
有限会社伊藤源次郎商店	代表取締役 伊藤 孝	島根県出雲市塩治町1287-11
中井 真一		島根県出雲市今市町1626
株式会社落合	代表取締役 落合 伸介	鳥取県米子市角盤町1-27-8
古川 博之		島根県出雲市今市町613
株式会社アビニヨン	代表取締役 原田 義男	島根県出雲市矢野町941
有限会社コトブキヤ化粧品店	代表取締役 四方田 尚子	島根県出雲市今市町453
株式会社丹後屋	代表取締役 丹後 誠	島根県出雲市今市町700
株式会社藤芳	代表取締役 藤江 為信	島根県出雲市今市町702
福田 年成		島根県出雲市今市町592
株式会社夢や	代表取締役 高杉 弘美	香川県高松市朝日新町17-20
株式会社彩雲堂	代表取締役 山口 研二	島根県松江市天神町124
平野 草		島根県出雲市天神町884-1
株式会社山田本店	代表取締役 山田 金右衛門	島根県出雲市矢野町389-3
株式会社ふじや	代表取締役 藤江 正義	島根県簸川郡斐川町大字直江町1184
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール株式会社	代表取締役 村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社リオチェーン	代表取締役 横山 卓幸	愛知県名古屋市中区平和1-1-20リオ第3ビル
株式会社未来屋書店	代表取締役 柿内 宏一	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町1
有限会社すぎもと	代表取締役 杉本 博	島根県松江市寺町198

有限会社トム	代表取締役 斧谷 達道	鳥取県米子市東町141
園藤 章宏		島根県出雲市小山町431-9
有限会社布野	代表取締役 布野 昇	島根県出雲市今市町616
株式会社落合	代表取締役 落合 伸介	鳥取県米子市角盤町1-27-8
株式会社アビニヨン	代表取締役 原田 義男	島根県出雲市矢野町941
有限会社コトブキヤ化粧品店	代表取締役 四方田 尚子	島根県出雲市今市町453
株式会社丹後屋	代表取締役 丹後 誠	島根県出雲市今市町700
株式会社藤芳	代表取締役 藤江 為信	島根県出雲市今市町702
福田 年成		島根県出雲市今市町592
株式会社彩雲堂	代表取締役 山口 研二	島根県松江市天神町124
平野 草		島根県出雲市天神町884-1
株式会社ふじや	代表取締役 藤江 周弘	島根県簸川郡斐川町大字直江町1184
株式会社フジックス	代表取締役 中村 秀雄	島根県松江市上乃木4-23-48
株式会社山陰やしま	代表取締役 中須賀 陽三	広島県広島市安佐南区西原9-1-4
有限会社飯塚時計店	代表取締役 飯塚 佳久	島根県出雲市平田町951-33
有限会社おもちやのタキヤ	代表取締役 玉木 輝久	島根県出雲市平田町1859
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 博史	東京都板橋区板橋3-9-7
有限会社ワールドプロモート	代表取締役 小山 泰治	広島県福山市卸町10-11
株式会社ジャム	代表取締役 徳永 治	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束186

(4) 変更の年月日

平成20年8月21日

2 届出年月日

平成20年11月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109番地1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第967号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県出雲県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系平田船川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成20年12月12日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 出雲市西郷町字川北412番11
- (2) 出雲市西郷町字川北412番10
- (3) 出雲市西郷町字川北413番5
- (4) 出雲市西郷町字川北413番4
- (5) 出雲市西郷町字川北412番5地先
- (6) 出雲市平田町字藪崎1654番16地先
- (7) 出雲市西郷町字川北412番5地先
- (8) 出雲市平田町字藪崎1654番16地先
- (9) 出雲市平田町字藪崎1654番16地先
- (10) 出雲市平田町字藪崎1654番16地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 20.32平方メートル
- (2) 土地 59.44平方メートル
- (3) 土地 25.26平方メートル
- (4) 土地 164.27平方メートル
- (5) 土地 352.68平方メートル
- (6) 土地 301.41平方メートル
- (7) 土地 66.71平方メートル
- (8) 土地 51.06平方メートル
- (9) 土地 16.55平方メートル
- (10) 土地 3.46平方メートル

島根県告示第968号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

江津市二宮町神主イ1201番5

2 道路の幅員

5.90～6.00メートル

3 道路の延長

5.19メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、L型側溝、境界ブロック、金属鋳及びアルミ製金属標により標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成20年12月2日 第4号

備考

別紙図面は、浜田県土整備事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第969号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住 所	売りさばき場所	売りさばき人の 住 所	売りさばき場所
808	大田市長久町長 久ハ7-1 大田市交通安全 協会 会長 森 崎禎璋	大田市長久町長 久ハ7-1 大田市温泉津町 小浜イ540-1	大田市長久町長 久ハ7-1	大田市長久町長 久ハ7-1 大田市温泉津町 小浜イ540-1	大田市大田町大 田イ421-3	大田市大田町大 田イ421-3 大田市温泉津町 小浜イ540-1

公 告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

- (1) 学説試験 平成21年2月18日（水）午前9時から
- (2) 実地試験 平成21年2月19日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成21年1月7日（水）から平成21年1月16日（金）まで（郵送による場合は、平成21年1月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2) 受験願書の提出先

〒690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証明する書類

(7) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成21年3月31日までに卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

(4) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(4) 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票にはり付け、所定の事項を記入して提出すること。）

6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所にはり付けること。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者の発表は、平成21年3月19日（木）に島根県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。

(4) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課医事・医療従事者確保グループ（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により平成20年11月7日に実施した平成20年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成20年12月12日

3、4

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ菅田店 松江市学園二丁目228番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 承継の年月日
平成20年8月21日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 5 承継の理由
イオン株式会社からの会社分割のため
- 6 承継に係る店舗面積
2,644平方メートル
- 7 縦覧場所
松江市産業経済部商工課（松江市末次町86番地）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジャスコ出雲ショッピングシティ 出雲市渡橋町1066番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 承継の年月日
平成20年8月21日
- 4 承継前に届出をした者の名称及び住所
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 5 承継の理由
イオン株式会社からの会社分割のため
- 6 承継に係る店舗面積
14,240平方メートル
- 7 縦覧場所
出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109番地1）

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第15号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和34年島根県教育委員会告示第7号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、昭和42年文化財保護委員会告示第60号をもって重要有形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和34年島根県教育委員会告示第7号	民俗資料	菅谷高殿	雲南市吉田町吉田1225	昭和42年11月11日

島根県教育委員会告示第16号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和45年島根県教育委員会告示第10号で指定した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、昭和46年文部省告示第216号をもって重要有形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	指定解除年月日
昭和45年島根県教育委員会告示第10号	民俗資料	波佐の山村生産用具	浜田市金城町波佐イ416の1	昭和46年12月15日

島根県教育委員会告示第17号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和48年島根県教育委員会告示第3号で指定した次の文化財の一部が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、昭和49年文部省告示第162号をもって重要有形民俗文化財に指定され、当該指定部分について同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので、同告示中、

「

種 別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
衣食住生活用具	隠岐島後の衣食住および生産用具	1,271点	隠岐郡五箇村	五箇村

」

を

「

種 別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者
衣食住生活用具	隠岐島後の衣食住および生産用具	597点	隠岐郡隠岐の島町郡755	隠岐の島町

」

に改める。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会告示第18号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和36年島根県教育委員会告示第5号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第9号で改正した次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、昭和51年文部省告示第79号をもって重要無形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
昭和36年島根県教育委員会告示第5号及び昭和47年島根県教育委員会告示第9号	芸能	佐陀神能	松江市鹿島町	佐陀神能保持者会 代表 新宮幸雄	昭和51年5月4日

島根県教育委員会告示第19号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和36年島根県教育委員会告示第5号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第9号で改正し、昭和51年島根県教育委員会告示第4号で定めた次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、昭和52年文部省告示第93号をもって重要無形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
昭和36年島根県教育委員会告示第5号及び昭和47年島根県教育委員会告示第9号及び昭和51年島根県教育委員会告示第4号	芸能	隠岐国分寺蓮華会舞	隠岐郡隠岐の島町	隠岐国分寺蓮華会舞保持者会 代表 斎藤倉市	昭和52年5月17日

島根県教育委員会告示第20号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和36年島根県教育委員会告示第5号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第9号で改正し、昭和51年島根県教育委員会告示第4号で定めた次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、昭和54年文部省告示第11号をもって重要無形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
昭和36年島根県教育委員会告示第5号及び昭和47年島根県教育委員会告示第9号及び昭和51年島根県教育委員会告示第4号	芸能	邑智郡大元舞	江津市桜江町	邑智郡大元舞保持者会 代表 牛尾三千夫	昭和54年2月3日

島根県教育委員会告示第21号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和36年島根県教育委員会告示第5号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第9号で改正し、昭和51年島根県教育委員会告示第4号で定めた次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、平成4年文部省告示第26号をもって重要無形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
昭和36年島根県教育委員会告示第5号及び昭和47年島根県教育委員会告示第9号及び昭和51年島根県教育委員会告示第4号	芸能	美田八幡宮の田楽	隠岐郡西ノ島町	美田八幡宮の田楽保持者会 代表 寒沢幸次郎	平成4年3月11日

島根県教育委員会告示第22号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第26条第1項の規定により、昭和39年島根県教育委員会告示第4号で指定し、昭和47年島根県教育委員会告示第12号で改正し、昭和51年島根県教育委員会告示第4号で定めた次の文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条第1項の規定により、平成4年文部省告示第26号をもって重要無形民俗文化財に指定され、同条例第27条第4項の規定により島根県指定民俗文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月12日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
昭和39年島根県教育委員会告示第4号及び昭和47年島根県教育委員会告示第12号及び昭和51年島根県教育委員会告示第4号	芸能	日吉神社庭の舞 附 神の相撲	隠岐郡西ノ島町	日吉神社庭の舞保持者会 代表 酒井音市	平成4年3月11日

号

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第34号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成20年12月12日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 11,982 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,515 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 八束選挙区 | 3,779 |
| | 仁多選挙区 | 4,297 |
| | 簸川選挙区 | 7,467 |
| | 邑智選挙区 | 6,392 |
| | 鹿足選挙区 | 4,601 |
| | 隠岐選挙区 | 6,385 |
| | 松江選挙区 | 52,120 |
| | 浜田選挙区 | 16,722 |
| | 出雲選挙区 | 39,323 |
| | 益田選挙区 | 14,192 |
| | 大田選挙区 | 11,192 |
| | 安来選挙区 | 11,986 |
| | 江津選挙区 | 7,336 |
| | 雲南・飯石選挙区 | 13,908 |
| 4 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 166,515 |